

平成22年9月21日
第2216号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表（人事課）…………… 1

公 告

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田県条例第7号）第4条第1項の規定に基づき、平成21年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成22年9月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数			対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年			
			うち知事部局			
一般行政	総務他	3,815人	3,638人	3,556人	△177人	事務の統廃合・縮小・民間委託等
特別行政	教 育	9,811人	9,651人		△160人	児童生徒数減に伴う減少等
	警 察	2,329人	2,313人		△16人	欠員の不補充
公営企業	病 院	53人	41人		△12人	県立病院機構への派遣職員の減少
	下水道	9人	8人	8人	△1人	下水道事業の業務見直し
	その他	107人	102人	8人	△5人	公営企業部門の業務見直し
合 計		16,124人	15,753人	3,572人	△371人	

※ 職員数は、一般職の職員（地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の人数である。

(2) 定員適正化の取組

知事部局の定員適正化計画

対 象 職 員：知事部局職員（病院機構及び県立大学への派遣職員並びに市町村への派遣医師を除く。）

計 画 期 間：平成22年度から平成25年度までの4年間

縮 減 目 標：3,761人（平成21年4月1日現在）を約12%（461人）縮減し、3,300人（平成25年4月1日時点）へ

縮 減 方 法：将来的には職員数を2,700人程度と見込み、職員の年齢構成のバランスを保ちながら職員数の縮減を図るため、単年度の採用者数の目安を約70人（2,700人÷40年）とする。

あきた教育新時代創成プログラム（教育委員会）

児童生徒数の減少及び学校の統合等に伴い、教職員定数を平成17年度から平成25年度までの9年間で11,397人（平成16年4月1日現在）の13.5%（1,540人）を縮減し、9,857人（平成25年4月1日時点）とする。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成22年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	351,593円	61,576円	413,169円	43歳9月
警察職	335,457円	98,018円	433,475円	40歳5月
教育職(高等学校等)	388,056円	50,725円	438,781円	43歳
教育職(小・中学校)	403,754円	45,440円	449,194円	45歳11月
技能労務職	332,049円	40,773円	372,822円	49歳1月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成22年4月1日現在)

区 分	初任給	採用2年後の 給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10年	15年	20年	
行政職	大学卒	172,200円	184,200円	271,942円	334,164円	371,613円
	高校卒	140,100円	148,500円	223,532円	266,056円	326,752円
警察職	大学卒	197,200円	220,100円	286,589円	346,525円	379,792円
	高校卒	158,100円	177,100円	253,846円	292,417円	345,856円
教育職(高等学校等)	大学卒	192,800円	204,800円	317,448円	362,113円	402,058円
教育職(小・中学校)	大学卒	192,800円	204,800円	316,092円	363,566円	395,601円
	短大卒	168,600円	184,500円	278,900円	330,300円	376,418円

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・ 副主幹	副主幹・ 主査	主査・ 主任	主事・ 技師	主事・ 技師	
職員数	19人	54人	42人	562人	924人	946人	815人	398人	196人	3,956人
構成比	0.5%	1.4%	1.1%	14.2%	23.4%	23.9%	20.6%	10.1%	5.0%	100%

※ 県には10種類14表の給料表があるが、そのうちの行政職給料表の状況である。

※ 構成比については、各級ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しない。

(4) 標準を超える昇給の状況

(平成21年度)

区 分	行政職	警察職	教育職(高等学校等)	教育職(小・中学校)
職員数	4,128人	1,947人	2,855人	5,797人
標準を超える昇給職員数	691人	340人	488人	957人
比率	16.7%	17.5%	17.1%	16.5%

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成21年度)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当

支給割合	6月支給	1.2月分	0.675月分
	12月支給	1.45月分	0.675月分
	合 計	2.65月分	1.35月分
1人当たり平均支給額	行政職		1,605,362円
	警察職		1,503,281円
	教育職		1,719,057円
加算措置の状況	職務の級に応じて5%～20%の加算を行う。		

イ 退職手当

(平成21年度)

区 分	支 給 割 合	
	自 己 都 合	勤 奨 ・ 定 年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度	59.28月分	59.28月分
職 種 別 平 均 支 給 額		
行政職		24,771千円
警察職		23,171千円
教育職		25,709千円

ウ 時間外勤務手当

(平成21年度)

支 給 総 額	17億9,371万円
支給対象職員1人当たり支給年額	324,360円

エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。24種類の手当があり、そのうち支給額・支給人数の多い手当は警察職員手当、教育業務連絡指導手当、夜間看護等手当等である。

(平成21年度)

支 給 総 額	810,019千円
支給職員1人当たり平均支給年額	139,755円
職員全体に占める手当支給職員の割合	37.2%

オ その他の主な手当

(平成22年4月1日現在)

手当名	内容	区分	支給額
扶養手当	扶養親族（他に生計の途がなく主と	配偶者	月額13,000円

	して職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。)のある職員に支給	配偶者以外	月額6,500円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	月額11,000円
		満16歳となる年度の初日(4月1日)から満22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人当たり月額5,000円を追加
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給	借家	最高 月額27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 月額55,000円
		自動車等利用	最高 月額38,100円
寒冷地手当	11月から3月までにおいて秋田県及び北海道に在勤する職員に支給	秋田県内に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額36,800円～89,000円
		北海道に勤務する職員	扶養親族の数などに応じて年額44,000円～116,800円

(6) 勤務時間の状況

(平成21年度)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで

※ このほか、窓口業務のある機関、福祉施設、公の施設、空港管理事務所等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

(7) 休暇の状況

ア 年次休暇の取得状況

(平成21年1月～同年12月)

区 分	対象人数	使用可能日数	総使用日時数	1人当たり使用日時数
知事部局等	3,884人	150,856日	44,295日	11日4時間
警察本部	2,315人	88,044日	11,795日2時間	5日1時間
教育委員会	4,119人	149,065日	39,354日7時間	9日4時間

※1 「知事部局等」とは、知事部局、労働委員会事務局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。(以下の表において同じ。)

※2 「県教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含まない。

イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成21年度)

区 分	育 児 休 業 (女性)			育 児 休 業 (男性)			部分休業 取得者数	介護休暇 取得者数
	取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率		
知事部局等	41人	37人	90.2%	100人		0.0%		
警察本部	11人	11人	100.0%	57人		0.0%		
教育委員会	131人	131人	100.0%	162人	2人	1.2%	4人	19人

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成21年度に新たに育児休業が取得可能となった者の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成21年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成21年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

※4 「教育委員会」には、市町村立学校の県費負担教職員を含む(以下の表において同じ。)

※5 介護休暇取得者数は、延べ人数である。

ウ 休暇制度の概要

休暇の種類

(平成21年度)

種 類	内 容
年次休暇	1年に20日(新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次の表のとおり。)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

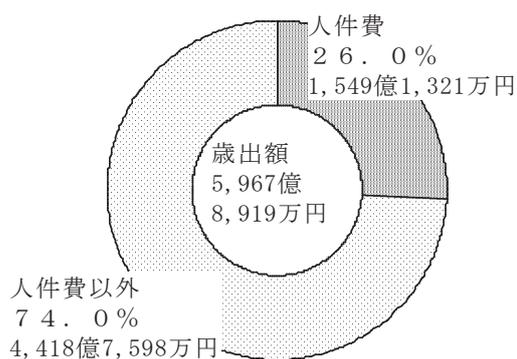
主な特別休暇

種 類	内 容(日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年5日以内)
結 婚 休 暇	職員が結婚する場合に与えられる。(7日以内)
出 産 休 暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い、入院の付添い等をする場合に与えられる。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる。(5日以内)
子の看護等休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるときに与えられる。(年6日以内)
服 忌 休 暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族区分により定める日数。最高で連続10日以内)
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年5日以内)

(8) 職員給与費の状況

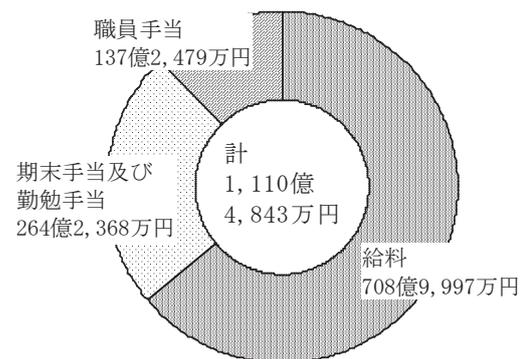
I 人件費の状況

(平成20年度普通会計決算)



II 職員給与費の内訳

(平成22年度一般会計予算)



対象職員数16,806人 一人当たり661万円

※職員手当には退職手当は含まない。

※人件費には、知事等の特別職の給料及び報酬を含む。

(9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成22年7月1日現在)

区分	給料及び報酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6月期	12月期	算 定 方 法	支給時期
知 事	1,210,000円 (968,000円)	1.4月分	1.6月分	給料月額×在職月数×70/100	任期毎

副知事	930,000円 (790,500円)	1.4月分	1.6月分	給料月額×在職月数×45/100	任期毎
議 長	910,000円 (864,500円)	1.4月分	1.6月分	支給しない。	
副議長	810,000円 (769,500円)	1.4月分	1.6月分		
議 員	780,000円 (741,000円)	1.4月分	1.6月分		

※ 特例措置として、知事・副知事については平成19年7月から平成25年4月まで、議長・副議長・議員については平成19年10月から平成22年9月までの給料及び報酬が減額されており、括弧内が減額後の額である。

(議長・副議長・議員の報酬の減額は平成23年4月まで延長の予定)

※ 知事・副知事の期末手当については平成21年6月から平成24年12月まで知事が20%、副知事が15%減額される。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成21年度)

区 分	分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
	降 任	免 職	休 職	降 給	計	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等			69人		69人	3人	10人	1人	2人	16人
警 察 本 部			11人		11人					
教育委員会			114人		114人	1人	1人	2人	3人	7人
計			194人		194人	4人	11人	3人	5人	23人

(2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成21年度)

行 為 区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一 般 服 務 違 反	2人	11人			13人
一 般 非 行			2人	4人	6人
収 賄 等					
道路交通法違反(職務執行外)			1人	1人	2人
監 督 責 任	2人				2人
計	4人	11人	3人	5人	23人

4 サービスの状況

サービス規律の確保に関する取組

(平成21年度)

区 分	取 組 の 概 要
知 事 部 局	平成21年6月 職員の綱紀の保持について(通知) 平成21年7月 衆議院議員選挙におけるサービス規律の確保について(通知) 平成21年12月 職員の綱紀の保持について(通知)
警 察 本 部	平成21年7月 第45回衆議院議員選挙における警察職員の規律の保持について(通達) 平成21年12月 年末年始における規律の保持及び各種事故防止について(通達) 平成22年2月 異動期における各種事故防止について(通達)
教育委員会	平成21年6月 冊子「教職員の不祥事発生防止に向けて」の作成・通知 平成21年7月 職員の綱紀の保持について(通知)

平成21年7月 教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）
 平成21年12月 職員の綱紀の保持について（通知）
 平成22年2月 教職員の不祥事の根絶について（通知）

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実績

(平成21年度)

区 分	研修実施機関	研 修 区 分	内 容	修了者数	
知事部局	秋田県自治研修所	マネジメント研修	経営戦略研修、マネジメント基礎研修、業務コンサル・ユニット研修等	283人	
		基礎研修	新規採用職員研修、3年目職員研修、現業職員研修	98人	
		能力開発研修	政策形成、発想力向上、図解表現技術等	488人	
		キャリア開発研修	キャリア開発研修、キャリア開発支援者研修	254人	
					計1,123人
警察本部	秋田県警察学校	指定研修	採用時教養	初任科、初任補修科、一般職員初任科	235人
			昇任時教養	各級任用科	22人
		専門研修	専科、部門別任用科等	407人	
					計664人
教育委員会	秋田県総合教育センター等	経験年次別	初任者研修、教職5年経験者研修、教職10年経験者研修	332人	
		校長研修	校長研修	19人	
		職務別新任者	新任校長研修、新任教頭研修、新任教務主任研修、新任学年主任研修等	427人	
		事務職員	新規任用事務職員研修	14人	
					計792人

(2) 勤務成績の評定の概要

(平成21年度)

区 分	勤 務 成 績 の 評 定 の 概 要
知事部局	<p>職員人事評価制度</p> <p>対 象：知事部局及び労働委員会事務局の一般職の職員（研究員評価対象者を除く。）</p> <p>評 価 者：直属の上司を1次評価者、さらにその上司を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日</p> <p>評価方法：業績及び能力について役職段階別に評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p> <p>研究員評価制度</p> <p>対 象：試験研究機関に勤務する研究職給料表の適用を受ける職員</p> <p>評 価 者：各部門の長を1次評価者、所属長を2次評価者とする。</p> <p>評価期間：平成21年11月1日～平成22年10月31日</p> <p>評価方法：一般的事項及び試験研究に関する事項について評価要素を定め、各要素の評価点を合計する。</p>
警察本部	<p>「秋田県警察勤務評定規程」による。</p> <p>対 象：警部以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員</p> <p>評価期間：平成21年1月1日～同年12月31日</p> <p>評価方法：職員を5つの役職段階に区分し、勤務実績、仕事に対する適性、直近上位職への昇任適性の3領域において7段階の評価を行う。</p>

教育委員会	教員人事評価制度 「秋田県立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」及び「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評価に関する規則」による。 対 象：臨時職員を除く教員 評価期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日 評価方法：職種別に評価項目を選択し、その職務遂行状況について、評価要素ごとに5段階評価し、総合評価を行う。
	事務職員人事評価制度 対 象：臨時職員を除く事務職員、学校栄養職員、海事職員及び現業職員並びに教育庁等の職員 評価期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日 評価方法：業績及び能力について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価し、総合評価を行う。

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

ア 福利厚生事業の概要

職員の病気、負傷、出産、死亡等に関すること及び退職年金に関することについては、地方公務員法第43条の規定に基づき共済制度が設けられることとされており、共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき実施されている。

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項については、地方公務員法第42条の規定により「厚生に関する計画」を各任命権者ごとに策定し、実施している。

また、秋田県職員の共済制度に関する条例に基づき設立された職員互助会（県職員、教育関係職員、警察職員の各互助会）も福利厚生の事業を実施している。

「厚生に関する計画」に基づき実施される福利厚生事業に要する県の前算は、次の表のとおりである。

イ 職員厚生費の状況

(平成21年度)

区 分	分 類	主 な 事 業	事 業 費
知事部局等	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	90,019千円
	福利厚生及び文化活動	ライフプラン推進事業等	327千円
	職員住宅建築費償還金	職員住宅（20棟分）	749,805千円
	計840,151千円		
警 察 本 部	健康管理・安全衛生管理	職員健康診断、健康管理・安全衛生管理	32,465千円
	福利厚生	ライフサイクルプラン研修会、殉職警察職員慰霊祭等	1,121千円
	メンタルヘルス総合対策事業	メンタルヘルス研修会、ストレス相談等	549千円
	計34,135千円		
教育委員会	職員の健康管理	教育庁職員定期健康診断等	8,743千円
	教職員健康対策事業費	人間ドック	24,500千円
	生涯生活設計支援事業	ライフプラン講座等	413千円
	福利管理費	広報紙作成等	2,450千円
	計36,106千円		

(2) 公務災害補償の状況

ア 公務災害補償制度の概要

地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の

安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

補償の実施は、常勤職員については「地方公務員災害補償基金」が行い、議会の議員等の非常勤職員については地方公共団体が行う。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがある。

イ 地方公務員災害補償基金による補償実績

(平成21年度)

療養補償		障害補償		遺族補償		その他		福祉事業	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
115件	27,113千円	7件	20,209千円	13件	32,070千円	3件	1,623千円	29件	13,728千円

※ 県職員（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）に対する補償実績である。

第2 人事委員会の報告事項

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

前年度の報告及び勧告の概要

平成21年10月9日、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 改定の内容

ア 給料表

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて、給料月額引下げ改定を行う（平均改定率△0.2%）。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)と各給料表のうち初任給を中心とした若年層に適用される給料月額については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げにあわせて、平成18年に行った給与構造の見直し（給料表水準の引下げ）に伴う経過措置額の算定基礎額についても、引下げ改定を行う。

なお、平成19年11月から行われている給与減額措置により現に職員に支給されている給与との比較では、職員の給与が県内民間給与を下回っている。

イ 住居手当

自宅に係る住居手当については、県内民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の動向を踏まえて、これを廃止する。

ウ 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げて、4.00月とする。

なお、本年6月期の凍結分（0.2月分）は、引下げ分の一部に充てる。

【改定後の支給月数】

一般職員	6月期	12月期
期末手当 2.65月 勤勉手当 1.35月	1.20月（△0.15月） 0.675月（△0.05月）	1.45月（△0.1月） 0.675月（△0.05月）
計 4.00月（現行4.35月）	1.875月（現行2.075月）	2.125月（現行2.275月）

エ 時間外勤務手当

労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げる。

オ 実施時期

ア、イ及びウの改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。

エの改定は、平成22年4月1日から実施する。

(2) 給与に関するその他の課題

ア 住居手当

借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当のあり方について、引き続き検討する。

イ 給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当

業務の実態や職員の通勤の状況、獣医師の人材確保の状況、他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

(3) 勤務時間

ア 勤務時間の改定

国及び過半数の都道府県において勤務時間の短縮を実施済みである。

職員の勤務時間について、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮すべきとする地方公務員法の規定に基づき、1日8時間を7時間45分に、1週40時間を38時間45分に改定する。

イ 実施時期

平成22年4月1日から実施する。

(4) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減等

心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、公務能率の向上を図る観点から、引き続き、時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的な取得等を促進する必要がある。

イ 両立支援の推進

より子育てや介護などに配慮した勤務条件を整備するため、国家公務員における今後の状況や関係法令の改正等の動向を注視し、制度の拡充を検討する。

ウ 心の健康づくりの推進

職員が自己の能力を十分に発揮できる状態で勤務に従事するため、心の健康づくりに関する諸施策を一層推進するとともに、パワー・ハラスメントについても意識を高める必要がある。

2 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区 分	採用 予定 人員 (A)	申込者数			第1次試験						第2次試験				最終 倍率 C/F	辞退 者数		
		(B)	内 女性	(C)	内 女性	(D)	内 女性	C/B	C/D	(E)	内 女性	(F)	内 女性	E/D		内 女性		
																	受 験 者 数	合 格 者 数
大 学 卒 業 程 度	行政A	18	387	131	321	107	40	13	82.9%	8.0	36	11	22	6	90.0%	14.6	0	0
	行政B	2	32	16	24	12	6	4	75.0%	4.0	6	4	3	2	100.0%	8.0	0	0
	行政C(職務経験者)	1	81	7	67	7	4	0	82.7%	16.8	4	0	2	0	100.0%	33.5	0	0
	心理判定	1	12	9	10	7	3	2	83.3%	3.3	3	2	2	1	100.0%	5.0	0	0
	薬剤師	1	10	2	9	1	4	0	90.0%	2.3	3	0	1	0	75.0%	9.0	0	0
	化学	3	24	8	19	6	9	2	79.2%	2.1	9	2	5	1	100.0%	3.8	0	0
	農学(一般)	6	36	10	32	8	15	4	88.9%	2.1	15	4	10	2	100.0%	3.2	0	0
	畜産	1	6	2	6	2	4	0	100.0%	1.5	3	0	2	0	75.0%	3.0	0	0
	水産	1	4	1	4	1	2	1	100.0%	2.0	2	1	2	1	100.0%	2.0	0	0
	林学	4	20	9	14	6	9	3	70.0%	1.6	9	3	6	3	100.0%	2.3	0	0
	資源工学	1	3	0	2	0	1	0	66.7%	2.0	1	0	0	0	100.0%	-	-	-
	総合土木	10	39	6	36	6	20	4	92.3%	1.8	19	3	14	3	95.0%	2.6	1	1
	建築	2	11	3	8	2	4	1	72.7%	2.0	4	1	3	1	100.0%	2.7	0	0
	電気	2	6	0	6	0	4	0	100.0%	1.5	4	0	3	0	100.0%	2.0	1	0
	警察事務	1	44	20	41	17	4	1	93.2%	10.3	4	1	1	1	100.0%	41.0	0	0
計(15)	54	715	224	599	182	129	35	83.8%	4.6	122	32	76	21	94.6%	7.9	2	1	
短 大 卒 程 度	保健師	3	31	30	27	26	8	8	87.1%	3.4	8	8	5	5	100.0%	5.4	0	0
	学校栄養士	5	88	83	82	78	14	14	93.2%	5.9	14	14	7	7	100.0%	11.7	0	0
	警察事務	1	30	22	26	20	4	2	86.7%	6.5	4	2	1	1	100.0%	26.0	0	0
	計(3)	9	149	135	135	124	26	24	90.6%	5.2	26	24	13	13	100.0%	10.4	0	0
高 卒 程 度	一般事務	6	119	52	101	44	15	3	84.9%	6.7	14	3	8	2	93.3%	12.6	2	1
	総合土木	3	16	0	14	0	7	0	87.5%	2.0	6	0	5	0	85.7%	2.8	0	0
	電気	2	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0	1	1	1	1	100.0%	1.0	0	0
	電気(特別公募)	1	15	0	10	0	4	0	66.7%	2.5	3	0	2	0	75.0%	5.0	0	0
	警察事務	3	28	17	24	16	8	8	85.7%	3.0	8	8	5	5	100.0%	4.8	1	1
小計(4)	15	179	70	150	61	35	12	83.8%	4.3	32	12	21	8	91.4%	7.1	3	2	

一般事務(身障)	6	14	5	13	5	10	4	92.9%	1.3	10	4	4	2	100.0%	3.3	1	0
計(5)	21	193	75	163	66	45	16	84.5%	3.6	42	16	25	10	93.3%	6.5	4	2
合計(23)種類	84	1,057	434	897	372	200	75	84.9%	4.5	190	72	114	44	95.0%	7.9	6	3
警察官A I	16	157	-	112	-	48	-	71.3%	2.3	46	-	9	-	95.8%	12.4	0	-
警察官A II	43	458	-	350	-	125	-	76.4%	2.8	116	-	46	-	92.8%	7.6	6	-
女性警察官A	5	115	115	71	71	20	20	61.7%	3.6	19	19	8	8	95.0%	8.9	1	1
少年補導職員	1	20	14	16	12	4	2	80.0%	4.0	4	2	2	2	100.0%	8.0	0	0
警察官B	39	620	-	409	-	117	-	66.0%	3.5	103	-	39	-	88.0%	10.5	7	-
女性警察官B	3	120	120	69	69	12	12	57.5%	5.8	11	11	4	4	91.7%	17.3	0	0
小計(6)	107	1,490	249	1,027	152	326	34	68.9%	3.2	299	32	108	14	91.7%	9.5	14	1
総計(29)種類	191	2,547	683	1,924	524	526	109	75.5%	3.7	489	104	222	58	93.0%	8.7	20	4

(2) 選考採用(適用根拠別状況)

区 分		任 命 権 者 別			計	
		知 事	教育委員会	警察本部		
根拠規定						
人事委員会規則4-5第26条第1項		20	1	15	36	
第1号 係長及び相当職以上の職	課長待遇	1			1	
	政策監	1			1	
	主幹	1			1	
	小計	3	0	0	3	
第3号 国、他の地方公共団体等の在職者	森林技監	1			1	
	課長		1		1	
	主事	1			1	
	技師	2			2	
	警視			2	2	
	警部			3	3	
	警部補			1	1	
	巡査部長			1	1	
	巡査			2	2	
	交通規制官			1	1	
	小計	4	1	10	15	
第7号	資格・免許職	医師	4		4	
		獣医師	2		2	
		看護師	2		2	
		職業訓練指導員	2		2	
		その他	1		1	
	その他	研究員	1		1	2
		助産師の養成	1			1
		武道指導員			3	3
		航空運行整備士			1	1
	小 計		13	0	5	18
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		3	0	0	3	
特定任期付職員		1			1	
	小 計	1	0	0	1	
一般任期付職員		2			2	
	小 計	2	0	0	2	
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条		0	0	0	0	
第1号任期付研究員					0	
	小 計	0	0	0	0	
第2号任期付研究員					0	
	小 計	0	0	0	0	
合 計		23	1	15	39	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 任命権者に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	要求者	要求年月日	要求内容	審理内容等	終結内容年月日等
該当なし					

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 任命権者に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
平成21年秋人委(不)第1号事件	小学校教諭	平成21年7月13日	懲戒処分取消請求	書面審理	

(2) 委託市町村・一部事務組合に関するもの

事案名	申立人	申立年月日	申立理由	審理状況	終結内容年月日等
該当なし					

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

印刷者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号